

神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないもの）を扶養しているもの。以下、「ひとり親家庭の親」という。）の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給していた者が、児童の年齢を理由に就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が20歳に到達した場合も引き続き、修業中に高等職業訓練促進給付金と同等の給付金を、修了後に高等職業訓練修了支援特別給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 高等職業訓練促進継続給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）と同等の給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。）

(2) 高等職業訓練修了支援特別給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）と同等の給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。）

(対象者)

第3条 訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金の支給対象者は、ひとり親家庭の親（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で民法第877条の規定により現に20歳以上の子その他これに準ずる者（以下単に「子」という。なお、その他これに準ずる者とは、当該配偶者のない者より年下の扶養親族（孫、ひ孫、弟、妹等）を指す。）を扶養しているものをいう。）であって、養成機関において修業開始し、子が20歳に到達した日以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす神戸市内に住所を有する者とする。

(1) ひとり親家庭の親として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における修業を開始した日（以下、「修業開始日」という。）時点においてひとり親家庭の親であること。

(2) 児童扶養手当の支給を受けているものと同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

(3) 第4条に規定する対象資格を取得するための養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(5) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給していないこと。ただし、同一の養成機関における同一カリキュラムに関して、訓練促進給付金を受給していた者についてはこの限りでない。

(対象資格)

第4条 対象資格は、次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付に指定されている、訓練期間が6月以上の資格
- (13) 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付に指定されている、訓練期間が6月以上の資格
- (14) 雇用保険制度の一般教育訓練給付に指定されている、訓練期間が6月以上かつ「情報関係」分野の資格
- (15) 前各号の資格のほか、これらの資格に準じ市長が必要と認める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進継続給付金の支給期間は、第3条に規定する対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間を超えない期間とする。ただし、48月の支給期間は、資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者に限り認める。資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者は、次のとおりとする。

- ア 資格取得のために4年以上課程の履修が必須となる資格を目指す者
- イ 高等学校の看護師養成課程（5年一貫）や看護専門学校の定時制課程（4年）等条件によって4年以上の課程の履修が必要と認められる者
- ウ 大学の保健、医療、福祉系学部等において、助産師や保健師、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格取得を目指す者

(2) 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給期間と通算して60月を超えない期間で支給するものとする。

2 訓練促進給付金は、月単位として支給するものとし、原則として第7条第1項に定める申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日が属する月で終わる。

3 修了支援特別給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、

引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援特別給付金を支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進継続給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ)が訓練促進継続給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進継続給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円。)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万500円。)

2 修了支援特別給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 月額5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額2万5000円

(訓練促進継続給付金の支給認定及び交付の申請)

第7条 申請者は、訓練促進継続給付金の支給認定及び初年度の交付を申請するときは、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に、ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金支給認定兼交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族

の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

イ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 第6条第1項に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書、又は源泉徴収票の写し

(4) 高等職業訓練促進継続給付金調書

(5) 養育費及び扶養親族に関する申立書

(6) 申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう）が確認できる書類

(7) 支給申請時に修業している養成機関発行の在籍証明書（申請月発行のもの・原本）

(8) 養成機関の概要（所在地・修業年限・カリキュラム等）が確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、支給認定の可否を決定し、支給認定の決定及び交付決定を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金支給認定兼交付決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支給認定が不相当である旨の通知を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金不承認通知書」（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

4 第2項による支給認定を受けた者が、第5条第2項の支給期間中において翌年度以降も継続して訓練促進継続給付金の交付を申請する場合、支給認定を受けた期間内に限り、翌年度以降の交付申請書の作成を不要とし、既に提出された申請書類（第11条による変更の内容を含む）をもって、当該年度の4月1日に申請書類が提出されたものとする。

（修業状況の確認）

第8条 訓練促進継続給付金の交付を受けている者（以下、「受給者」という。）は、修業した月の翌月10日までに、在学状況及び出席状況等が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による書類を審査の上、訓練促進継続給付金の交付額の確定を行うものとする。

（訓練促進給付金の請求及び支給）

第9条 受給者は、訓練促進継続給付金の交付を受けようとするときは、神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求が、修業した月の翌月10日までにあつたときは、原則として当該月分の訓練促進継続給付金を翌月末までに交付するものとし、修業した月の翌月10日を越えて翌月末までに提出があつたときは、原則として当該月分を翌々月の月末までに交付することとする。なお、やむを得ない事情を除き、翌月末までに提出がない場合は、原則として当該月分は支給しないものとする。

（訓練促進継続給付金の資格喪失等）

第 10 条 受給者は、第 3 条に定める支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事情を除き、14 日以内に「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届」(様式第 5 号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が第 3 条に定める支給対象者に該当しなくなったときは、前項の届出の有無にかかわらず、支給対象者に該当しなくなった日の属する翌月以降の支給認定及び交付決定を取り消し、遅滞なくその旨を当該受給者に通知するものとする。

(訓練促進継続給付金の支給額の変更等)

第 11 条 受給者は、受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者にかかる市町村民税の課税状況が変わり、又はその世帯を構成する者に異動があったときは、やむを得ない事情を除き、14 日以内に「神戸市高等職業訓練促進継続給付金変更届(様式第 11 号)」により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、審査の上支給額を決定し、当該受給者に通知するものとする。

3 支給額の変更は、第 1 項に掲げる変更が生じた日の属する月の翌月より適用する。

(訓練促進継続給付金の支給停止及び期間変更)

第 12 条 受給者が留年又は休学したときは、その留年又は休学を開始した日の属する月の翌月(留年及び休学を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月)から、進級又は復学の日の属する月の前月(進級又は復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月)までの間につき、高等職業訓練促進継続給付金を支給しないものとする。受給者は、留年又は休学することが判明したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による届出があったときは、審査の上支給の停止を決定し、当該受給者に通知するものとする。

3 留年又は休学した者が進級又は復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進継続給付金の支給を、最短修業年限の月から既交付月を引いた月数に限り、再開することができる。受給者は、進級又は復学することが判明したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項による届出があったときは、審査の上支給を再開することを決定し、当該受給者に通知するものとする。この場合において、留年又は休学により高等職業訓練促進継続給付金を支給しなかった期間は、第 5 条に規定する支給期間に含めないものとする。

(修了支援特別給付金支給の交付申請及び支給)

第 13 条 申請者は、修了支援特別給付金の交付を申請するときは、神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金申請書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて、養成機関における課程の修了の翌日から起算して 30 日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。なお、次に掲げる書類の内、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について

ての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

イ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（3）第6条第2項に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書、又は源泉徴収票の写し

（4）修業を修了した養成機関発行の修了証明書の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による申請があつたときは、支給の可否を決定し、交付決定を行うときは「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金支給決定通知書」（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付が不相当である旨の通知を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金支給不承認決定通知書」（様式第10号）をもって申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項による給付金の交付決定後、速やかに給付金を交付するものとする。

（返還請求）

第14条 市長は、第10条の規定により交付決定を取り消し若しくは第11条の規定により支給額を変更した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて給付金を返還させるものとする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が定める。

（様式）

別表1「様式一覧」の通り。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月9日より施行し、令和8年4月1日より適用する。